

八戸市美術館総合案内業務に係る事業者選定実施要項

1 目的

この要項は、八戸市美術館総合案内業務の委託にあたり、最も適切な事業者の選定を行うために実施する企画競争に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

八戸市美術館総合案内業務

3 業務実施条件

(1) 業務場所

八戸市美術館（青森県八戸市大字番町 10-4）

(2) 業務日

八戸市美術館の開館日とする。なお、八戸市美術館の休館日は、毎週火曜日（その日が祝日に当たるときはその翌日）、年末年始（12/29～1/1）、その他市長が定める日とする。

(3) 業務時間

9時30分～19時30分（開館時間10時～19時）

※通常の開館時間の場合。

開館時間を短縮とした場合は、その時間の前後30分を加えた時間とする。

(4) 業務体制

①交代制勤務とする。

②美術館受付業務では、開館前後の30分は2人以上で準備・撤収にあたり、開館時間中は常時3名以上の従事者を配置することを基本とする。

③案内員業務では、コレクションラボ室でのコレクション展示の期間は、開館時間中に常時1名の従事者を配置し、ホワイトキューブ等での展覧会開催の期間は、常時4名の従事者を配置することを基本とする。ただし、コレクションラボ室を含めた大規模な展覧会を行う場合は、5名の従事者を配置することを基本とする。

※令和6年度はコレクション展示1名、展覧会4名の従事者の配置となる。

開催期間は基本に下記のとおりだが、日程が多少前後する場合がある。

・コレクション展示期間：R6/4/1～7/8、R6/7/13～10/28、R6/11/2～R7/2/10、
R7/2/15～3/31

・展覧会期間：R6/4/20～6/24、R6/7/6～9/1、R6/10/12～R7/1/13、R7/2/8～3/31

④美術館内での業務従事者は、美術館のイメージに配慮した制服を制作のうえ、着用すること。

(5) 業務に使用する備品

①市が用意する備品

インフォメーションカウンター、椅子、電話1台、PC1台、キャッシュレス端末、館内放送用マイク、従事者ロッカー

②事業者が用意する備品

レジ、プリンター複合機（コピー・FAX機能付）、制服、その他事業者が業務を履行するにあたり必要とする備品

4 業務内容

(1) 指定業務（受付案内業務）

①来館者の案内に関すること

- ア 来館者・電話問合せ等への館内施設及び行事の案内（多言語対応を含む）
- イ 館内イベントの事前受付に関すること
- ウ インフォメーションボード等の行事予定の更新
- エ 拾得物の管理
- オ 来館者の救護に関すること
- カ ロッカー、傘立ての利用案内及び鍵の管理
- キ ロッカーに入りきらない荷物の預かり
- ク 団体受付
- ケ ベビーカー・車いす、授乳室の貸出
- コ 来館者及び施設の安全管理に関すること
- サ 1階スタジオ及びジャイアントルームの上映映像のオンオフに関すること
- シ 八戸市美術館で行われる行事のチラシ、ポスター等の仕分け封入封緘に関すること
- ス 館内のポスター・チラシ等掲示・設置に関すること

②貸館に関すること

- ア 問合せに対する施設機能の説明及び空き状況の確認
- イ 利用者登録・使用申請書等の受付
- ウ 利用者に対する施設利用調整
- エ 施設使用時の開錠及び終了時の一部施設の施錠
- オ 設備・機器使用料及び使用料の精算・収受 等

③美術館の代表電話・代表FAXに関すること

④館内放送（館内行事、拾得物、迷子の呼び出し等）に関すること

⑤駐車場（来館者への近隣駐車場の案内）に関すること

⑥美術館のチケット販売及び招待券の処理に関すること

⑦美術館の図録・グッズ等の販売に関すること

⑧美術館の利用促進に関すること

⑨八戸市中心市街地の賑わいに資する事業に関すること

- ア 八戸三社大祭、八戸えんぶり等での問合せ対応
- イ その他、中心市街地で実施されるイベントの紹介
- ウ 公共交通機関案内マップ等を活用した公共交通機関の乗換・行先案内業務

⑩コレクション展示及び展覧会の案内員に関すること

(2) 提案業務

指定業務以外に総合案内では、実施者の責任においてグッズ販売等業務を実施することができ、当該業務（以下、「提案業務」という。）に係る売上等については事業者の収入となる。提案業務により収入を得る場合、使用料（館内・広場ともに年間約 4 万円/m²）を徴収する。なお、提案業務は指定業務に支障のない範囲で実施することとする。

以下、提案業務を検討する際の参考として3つのテーマを例示する。なお、美術館の運営に有益な内容であれば、以下によらず独自の提案をしてもよい。

- ・ミュージアムショップの充実に関する提案
- ・市民の憩いの場の創出や、美術館及び中心市街地の賑わい創出に関する提案
- ・美術館来館者の満足度向上に寄与する事業提案

※提案業務は総合案内業務の指定業務ではないため、必ずしも実施する必要はない。

(3) その他業務

(1) 及び (2) に記載される業務実績報告書の作成（月例報告及び年次報告）。

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

※上記委託期間中、提案内容の誠実な履行を確認できた場合、令和6～10年度の事業者選定は行わず、今回選定された事業者と引き続き委託契約を締結することがある。

6 業務提案上限額

委託料の提案上限額は、43,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※1 この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※2 委託料は、受託者からの請求に基づき分割して支払う。なお、支払いの方法、回数等については市と受託者の協議で定める。

※3 上記委託料上限額には、賃金、研修費、機器賃借料、消耗品費、被服費、諸経費など必要な経費を含む。

※4 上記委託料上限額には、提案業務の実施にかかる費用を含めない。

7 応募資格要件

(1) 八戸市における「令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品の購入等）」に登録されている法人であって、法人及びその代表者が、以下①～⑤までを満たすこと。ただし、応募申請書類提出期限の日から結果通知の日までの期間に、八戸市による指名停止及び他自治体等によりそれに類する処分を受けている者は除く。

①本市の文化芸術・まちづくり行政を理解し、当館の運営において積極的に協力すること。

②事業を遂行できる十分な資力、知識、技術及び能力を有し、継続して業務が行えること。

- ③直近2年間の市税を滞納していないこと。
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する民事再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 複数の法人で構成する共同企業体としての応募に関する留意事項
- ①複数の法人が共同企業体を構成して応募を行う場合は、共同企業体の代表となる法人等を定め、当該代表法人等が応募手続きを行うこと。なお、代表となる法人等は当該共同企業体での責任割合が最大であることを要する。
 - ②共同企業体構成員のすべてが上記(1)の資格を満たすこと。

8 募集説明会

応募に関する留意事項等についての説明会は、下記のとおり開催する。なお、説明会へ参加することは応募の必須条件ではない。

- (1) 開催日時 令和5年11月22日（水） 午後2時から1時間半程度
- (2) 開催場所 八戸市美術館1階 スタジオ
- (3) 参加人数 1団体2名以内
- (4) 申込期間 11月17日（金）正午
- (5) 申込方法 電子メールにて、団体名・参加者名・連絡先を明記。
八戸市観光文化スポーツ部 美術館
Eメール：art@city.hachinohe.aomori.jp

9 応募申請書類の手続き

(1) 質問票の提出

応募に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和5年11月22日（水）から令和5年12月1日（金）まで
午前9時から午後5時まで 厳守

② 質問方法

別紙1「応募申請書類一覧」質問票「質問票」に記入し、直接持参するか電子メールにて八戸市美術館へ提出。（電話、口頭による質問は受け付けない。）

八戸市観光文化スポーツ部 美術館

八戸市大字番町10-4

Eメール：art@city.hachinohe.aomori.jp

③ 回答方法

寄せられた質問は、後日、応募意思表明者全員にメールで回答する。

(2) 応募意思表明書類の提出

応募の意思がある場合は、別紙1「応募申請書類一覧」応募意思表明関係書類①、②に必要事項を記入し、八戸市美術館へ持参又は郵送・託送すること。

- ① 受付期間 令和5年11月22日(水)から令和5年12月1日(金)まで
午前9時から午後5時まで **必着**
- ② 提出場所 八戸市観光文化スポーツ部 美術館
住所：〒031-0031 八戸市大字番町10-4
- ③ 提出方法 八戸市美術館へ持参又は郵送・託送
- ④ 提出部数 1部

(3) 応募申請書類の提出

本応募をする者は、別紙1「応募申請書類一覧」本申請応募申請書類①～⑥に必要事項を記入し、八戸市美術館へ持参又は郵送・託送すること。

- ① 受付期間 令和5年12月4日(月)から令和5年12月14日(木)まで
午前9時から午後5時まで **必着** **厳守**
- ② 提出場所 上記(2)②に同じ
- ③ 提出方法 八戸市美術館へ持参又は郵送・託送
・郵送又は託送の場合は提出期限内必着となるよう指定し、発送及び到着の記録が残る方法によるものとする。
- ④ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
・提出書類は特に指定のある様式を除き、A4判縦型・横書きとする。
・応募申請書類には、資料番号をインデックスで標示すること。
・CD-R等により、応募申請書類のPDFデータを添付すること。

※各種書類を持参して提出する場合の受付は、土・日・祝日を除く平日のみ。

※応募意思表明書若しくは応募申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、別紙1「応募申請書類一覧」辞退届「応募辞退届」を令和5年12月14日(木)までに提出すること。

10 審査及び決定方法

(1) 資格要件の審査及び応募申請書類の確認

応募資格の要件審査及び応募申請書類の確認は、所管課(八戸市観光文化スポーツ部美術館)が行う。

(2) 審査の方法

審査は、「八戸市美術館総合案内業務選定審査会(以下、審査会という。)」にて、応募者からの事業説明や質疑応答などヒアリングを行い、別紙2「八戸市美術館総合案内業務事業者選定基準書」を基に本業務について、最も適確かつ確実に実行できると判断できる業者を委託予定業者として選定する。なお、応募者が一者のみであっても、本企画競

争は成立することとし、審査及び選定を行う。

審査会は、下記のとおり実施予定である。

- ① 開催日 令和5年12月25日(月)
- ② 内 容 企画提案内容や事業計画等に関するプレゼンテーション、質疑応答
- ③ その他 参加人数 1団体3名以内

※審査会の詳細は、応募者に別途通知。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年12月28日(木)までに応募者宛に通知する。

11 契約手続

委託予定業者に選定された団体は、応募申請書類の内容等について選定後に詳細な打ち合わせを行い、委託業者として本市と随意契約により委託契約を締結する。なお、応募申請書類の内容等に関する打ち合わせが不調となった場合には次点者と同様の手続を行うものとする。

12 応募に際しての注意事項

- (1) 書類提出をもって、この事業者選定要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募意思表示書類の提出のない者からの応募は受け付けない。
- (3) 提出された応募申請書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、その使用权は本市が所有するものとする。
- (4) 受付期間終了後の書類の内容変更、追加は認めない。
- (5) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類については、八戸市個人情報保護条例（平成17年八戸市条例第175号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。
- (7) 市は、必要に応じて、提出書類を補足する資料の追加提出を求めることがある。
- (8) 提出された書類は、一切返却しない。
- (9) 応募者及びその関係者、コンサルタント等から担当者等に対して自らの応募申請書類・計画内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に関する問い合わせは、審査の公平性を失するため、審査の事前・事後とも受け付けない。また、応募者以外の者からの審査に関する問い合わせにも応じない。
- (10) 委託予定業者として決定された後の計画の変更は、原則として認められないが、サービスの向上につながるものや審査の評価に影響を与えないと判断される場合に限り、本市と協議の上、認める場合がある。
- (11) 応募事業者が本実施要項に記載された事項に適合しない、若しくは虚偽事項や重大な違背行為があると認められるとき、又はその他の事情により適切な業務の実施が困難と認められるときは、市は事業予定者としての決定を取り消すことがある。この場合、市は、当該事業者が既に要した費用の弁済を行わないものとする。
- (12) 審査経過及び審査結果に関する質問、異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

- (13) 包括的な業務の再委託を禁止する。例外的に、一部の履行を第三者に委任する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

13 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該応募者は選定審査の対象から除外する。また、選定結果通知後に次に掲げる事項のいずれかに該当することが分かったときは、選定結果を取り消し失格とする。

- (1) 審査の前後に、応募者が選定委員に、直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合その他市民の疑惑や不信を抱くような行為をしたと認められる場合
- (2) 応募申請書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められる場合
- (3) 応募申請書類の提出後、重要事項（提案業務、人材配置状況等）を本市の承諾なく変更した場合
- (4) その他不正行為があった場合

14 全体スケジュール

11月2日～	実施要項及び応募申請書類の配布開始
11月22日	募集説明会
11月22日～12月1日	質問受付、応募意思表明書類受付
12月4日～12月14日	応募申請書類受付
書類審査期間	
12月25日	審査会（応募者ヒアリング）
12月28日	運営事業者決定、結果通知
4月1日～	総合案内業務開始

15 参考資料

- (1) 美術館運営に関する各種計画
 - ・八戸市新美術館管理運営基本計画
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shimbijutsukankensetsusuishinshitsu/keikaku_plan/1/1/4271.html
 - ・八戸市新美術館中期運営計画
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shimbijutsukankensetsusuishinshitsu/keikaku_plan/1/1/14719.html
- (2) 美術館図面等資料
別紙3のとおり
- (3) 関連URL
 - ・八戸市美術館
<https://hachinohe-art-museum.jp>

16 担当課

八戸市観光文化スポーツ部美術館

住 所：〒031-0031 八戸市大字番町10-4

電話番号：0178-45-8345（直通）

Eメール：art@city.hachinohe.aomori.jp